

高崎河川国道事務所路上工事調整連絡協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会の名称は、高崎河川国道事務所路上工事調整連絡協議会という。(以下「協議会」という。)

(目的)

第2条 協議会は、高崎河川国道事務所が管理する道路の掘り返しを伴う占用工事等について、道路構造の保全と円滑な交通の確保及び公衆災害等事故を防止するため、計画的かつ合理的な施工、並びに安全対策に関する諸問題を調査検討し、その推進を図ることを目的とする。

(構成)

第3条 協議会は、委員会・工事調整部会を設ける。

(組織)

第4条 協議会は、第3条に規定する会ごとに関係機関を代表する委員をもって組織する。

(協議事項)

第5条 協議会では、次の事項について協議する。

- 一 道路工事と占用工事の施工時期及び施工方法の調整(以下「工事調整」という。)に関する事。
- 二 占用工事の事故防止対策(以下「保安対策」という。)に関する事。
- 三 前各号に掲げるほか、協議会が必要と認める事項。

(役員)

第6条 協議会には、会長、副会長並びに第3条に規定する部会に部会長を置く。

- 2 会長は、高崎河川国道事務所長とし、会を代表して会務を総理する。
- 3 副会長は、(技術)副所長として、会長に不都合があるときは副会長がその職務を代理する。
- 4 工事調整部会は、碓氷、前橋、沼田維持修繕、桐生国道出張所の管理区間の地区に分け、各出張所長を地区部会長とする。

(幹事会)

第7条 協議会は、会を運営するため幹事会を設ける。

- 2 幹事会は、会長の命を受け諸問題の解決のための方針作成、第3条に規定する各会の会議の運営を支援及び協議会会員の意見の調整を行う。
- 3 幹事会は、次の事項を審議する。
 - 一 委員会に付議すべき事項。
 - 二 工事調整部会の運営に関する事項。
 - 三 本協議会に関する事項。
- 4 幹事会は、事務局長が主催する。
- 5 幹事会委員は、会長が委嘱する。

(会議の開催及び招集)

第 8 条 協議会は、第 3 条に規定する会ごとに開催する。

2 会議は、会長が招集する。

3 会議を招集する場合には、開催 20 日前までに議案を付して委員に通知する。

(議案の提出)

第 9 条 議案の提出方法は、第 3 条に規定する各会ごとに定める。

(事務局)

第 10 条 協議会の事務を処理するため、事務局を高崎河川国道事務所道路管理第一課に置く。

2 事務局は、事務局長、事務局幹事及び書記を若干名置く。

3 事務局長は、会長の命を受け協議会の事務処理を総括する。

4 事務局幹事及び書記は、事務局長の命を受け事務に従事する。

第 2 章 委員会

(会の目的及び構成)

第 11 条 委員会は、本協議会の方針及び重要事項等を審議及び決定する。

2 委員会は、別表に掲げる者をもって構成する。

(会議の開催)

第 12 条 委員会は、必要な都度開催し、会長が関係委員を招集して主催する。

第 3 章 調整部会

(部会の目的)

第 13 条 調整部会は次の各号に掲げる事項を審議する。

一 占用工事、道路工事の単年度の工事計画に関すること。

二 占用工事、道路工事の中長期事業計画に関すること。

三 占用工事、道路工事の安全対策に関すること。

四 当該部会の運営に関すること。

五 本協議会の規約改正に関すること。

(構成)

第 14 条 高崎河川国道事務所が管理する道路に係る道路管理者、交通管理者、道路法第 36 条に規定する占用事業者及びその他の占用者の代表する委員をもって構成する。

(役員及び役員の任務)

第 15 条 調整部会には、次の役員を置く。

一 各出張所地区部会長

調整の総括を行い、各出張所長が任務を行う。

二 調整委員、調整委員

調整の取りまとめを行う。

(会議の開催)

第16条 調整部会は、各出張所毎年1回開催し、各地区部会長が主催する。

2 各地区部会長は、前項の他必要と認める場合には、臨時に開催することができる。

(個別調整会議)

第17条 調整委員は、大規模工事・競合工事等道路管理及び道路交通に及ぼす影響が大きいと思われる工事計画については、前条の会議終了後関係委員により個別に調整会議を開催することができる。

(工事調整の基本方針)

第18条 工事調整に関する協議は、次の基本方針に基づき行う。

- 一 道路管理者は、道路工事に関する中長期計画を公表し、その計画に基づいて年度開始時期に当該年度に行う工事計画を提示する。
- 二 占有者は、占有工事に関する中長期計画を公表し、その計画に基づいて年度開始時期に当該年度に行う工事計画を提示する。
- 三 前各号の工事計画に基づき、原則として第16条に規定する会議において年間調整を行い、その結果を路上工事の年間計画として定める。
- 四 前号の年間計画は、6ヶ月毎に変更を加える。
- 五 前各号の単年度の工事調整のほか、道路管理者及び占有者は、年度途中で翌年度以降の中長期事業計画について、関係委員間で調整を行う。

(運営要領)

第19条 調整部会の運営要領は、別途定める。

(利害関係者)

第20条 地区部会長が必要と認めるときは、利害関係者を工事調整部会に参加させることができる。

(附則)

第1条 この規約は、平成18年10月1日から施行する。